

日本聖公会 横浜教区
221-0852 横浜市神奈川区
三ツ沢下町 14-57

教務所
Phone 045-321-4988
Fax 045-321-4978



The Diocese of Yokohama
Nippon Sei Ko Kai
(The Anglican Church in Japan)
14-57 Mitsuzawa-shimomachi
Kanagawa-ku, Yokohama, 221-0852 JAPAN
Diocesan Office
Phone +81 45 321 4988
Fax +81 45 321 4978

横浜教区の皆さまへ

緊急事態宣言を受けて

† 主の平和がありますように。

聖週を控えた3月末には、教区内の一部地域の主日礼拝を再開することといたしました。4月7日、安倍首相から7都府県を対象に緊急事態宣言が出されました。

今後、聖週および復活日の礼拝を休止しなければならないことは私たちにとりまして痛恨の極みですが、これを受けて、教区内の礼拝・集会につきましては、以下のように対応してください。

1. 緊急事態宣言の対象となった神奈川県と千葉県においては、5月6日までの間、教役者と信徒が一堂に会してささげる礼拝および集会は、すべて休止いたします。
2. 対象外の静岡県と山梨県においてはこの限りではありませんが、現地の状況が更に悪化した場合は、牧師が教会委員会に諮り、主日を含むすべての礼拝および集会を休止することもお含みおきください。休止の判断をした際は、教区主教に報告してください。
3. 緊急を要する会合および葬儀については、感染防止を徹底し、できる限り参加者を限定した上で行ってください。なお、飲食は自粛願います。
4. 万一、教役者とその同居の家族の中で感染者が出た場合は、感染の更なる拡大を防ぐため、教会でのすべての礼拝および集会を休止してください。
5. 教区立の幼稚園・保育園は、自治体の通達や指示に従い、その要請にはできるだけ協力するようにしてください。なお、集団感染防止のため、職員・園児およびその家族などの関係者が感染した場合は、休園してください。

☞ 認定こども園あおばと（大磯）が2月26日付で保護者向けに出した通知を参考にしてください。

聖週および復活日の礼拝を休止せざるを得ない状況と判断し、上記のような対応といたしました。

緊急事態宣言の対象となった神奈川県と千葉県では、教役者が、それぞれ遣わされている教会で、主日を含む定時の礼拝および聖なる3日間の礼拝（祈り）を守る場合は非公開としてください。そして信徒の皆さんは、その時間に合わせて各自のおられる場所でごいっしょにお祈りください。

今こうした状況にありましても互いにつながり、主にある交わりを保つことに努めましょう。そして、このような危機をごいっしょに乗り越えて参りましょう。

主教座聖堂では、聖なる3日間の礼拝および主日の11時に主教司式による聖餐式を、非公開でおささげします。

※主日礼拝を継続できる地域への主教巡杖の際は、その教会の定時にささげます。

いつどのような状況にあらうとも、常に主が皆さんと共におられ、皆さんを祝福し、恵みと力をお与えくださいますように。

主にありて

2020年4月8日

横浜教区主教

主教イグナシオ入江 修